

## 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書

富山県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、双方の資源を有効に活用することにより、県内の産業振興と地域社会の活性化に資すること、及び高速道路、サービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）におけるより質の高いサービスの提供と高速道路等利用者の利便の向上、利用の拡大に資することを目的として、次のとおり協定を締結する。

## （責務）

第1条 甲と乙は、双方の資源を有効に活用した県内の産業振興と地域社会の活性化や高速道路等利用者の利便の向上等に関し、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、地域の安全・安心の確保、観光やブランドの振興、子どもや青少年の育成支援、環境対策、高速道路等利用促進など、共同で取り組むことが可能な案件の発掘及び推進に努めるものとする。

## （個別の協議）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を共同で実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成20年6月6日から平成25年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに両者間で書面による合意があったときは、本協定は更に5年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

## （疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月6日

甲 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 名古屋市中区錦二丁目18番19号  
中日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 高橋 文雄